特定非営利活動法人日本肺癌学会 選 挙 細 則 (抜粋)

第 4 章 学術集会会長の選挙

(選任)

- 第12条 学術集会会長は、つぎの規定によって選任する。
 - 2 会長は評議員のなかから選出する。選出方法は以下の規定に則る。
 - (1) 会長立候補者は各支部長を通じて推薦を受け、会長に就任する3年前の12月末日まで に常任理事会に所定の立候補届を提出する。
 - (2) 常任理事会は各候補者資格について検討し、適切な者2名以下を会長候補者として理事会に推挙する。
 - (3) 理事会は常任理事会が推挙した会長候補者から、投票を含む選出により会長を決定し、理事会及び評議員会、総会の承認をうける。
 - (4) 選挙は単記無記名投票による。当選は白票を無効とし有効投票のうち得票数の多い順位によって決定する。
 - (5) 不在者投票を認める。ただし、不在者投票は第1回投票に関してのみ有効とする。
 - (6) 得票数が等しい場合は出席理事による再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、再 投票においても得票数が等しい場合は、抽選により選任する。
 - (7) 立候補者が1名の場合、信任投票(信任〇/不信任×の〇×方式)を行い、白票は無効と し有効投票の過半数の信任をもって当選とする。なお、不信任となった場合は再公募を 行う。
 - (8) 不在者投票は、不在者投票用紙を用い理事会7日前までに封筒に差出人を明記して事務局まで郵送する。
 - 3 選出された会長候補者は、次々期年度の会長を務める。
 - 4 次期会長を次年度の会長とすることができないときは、次々期会長を次年度の会長として、理事会及び評議員会、総会の承認を経て選任することができる。